

築上町告示第114号

令和7年第3回築上町議会定例会を次のとおり**招集する**

令和7年8月14日

築上町長 新川 久三

1 期 日 令和7年9月2日

2 場 所 築上町役場議事堂

○開会日に応招した議員

今富 義昭君	江本 守君
鞘野 希昭君	田原 宗憲君
工藤 久司君	田村 紘貴君
宗 裕君	丸山 年弘君
信田 博見君	池永 巍君
武道 修司君	塩田 文男君
吉元 健人君	池亀 豊君

○9月5日に応招した議員

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第3回 築上町議会定例会議録（第1日）

令和7年9月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和7年9月2日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・提出議案の報告

・例月出納報告

日程第4 調査特別委員会報告

・特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の中間報告

日程第5 町長の報告

報告第3号 令和6年度健全化判断比率の報告について

報告第4号 令和6年度資金不足比率の報告について

報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について

報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について

報告第7号 株式会社ついいきプロヴァンスの経営状況の報告について

日程第6 議案第86号 令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）について

日程第7 議案第87号 令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第8 議案第88号 令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第9 議案第89号 令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第90号 令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第91号 令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第12 認定第1号 令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第2号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第3号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第4号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第5号 令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第11号 令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第12号 令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第92号 築上町議會議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第93号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第94号 築上町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第95号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第96号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第97号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第98号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第99号 築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第100号 築上町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第101号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第102号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第103号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第104号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第105号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第106号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第107号 築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第40 議案第108号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第41 議案第109号 築上町海洋センタ一条例の一部を改正する条例の制定について
日程第42 議案第110号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第43 議案第111号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
日程第44 議案第112号 船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第45 議案第113号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第46 議案第114号 築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第47 議案第115号 町道路線の廃止について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 - ・提出議案の報告
 - ・例月出納報告

日程第4 調査特別委員会報告
 - ・特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の中間報告

日程第5 町長の報告
 - 報告第3号 令和6年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第4号 令和6年度資金不足比率の報告について
 - 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第7号 株式会社ついいきプロヴァンスの経営状況の報告について

日程第6 議案第86号 令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
日程第7 議案第87号 令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第8 議案第88号 令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について
日程第9 議案第89号 令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）について
日程第10 議案第90号 令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）について
日程第11 議案第91号 令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第12 認定第1号 令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 認定第2号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 日程第14 認定第3号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 令和6年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第11号 令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第12号 令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第92号 築上町議會議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第93号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第94号 築上町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第95号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第96号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第97号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第98号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第99号 築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第100号 築上町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第101号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第102号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第103号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第36 議案第104号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第105号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第106号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第107号 築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第108号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第109号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第110号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第111号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第112号 船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第113号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第114号 築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第115号 町道路線の廃止について

出席議員（14名）

1番 今富 義昭君	2番 江本 守君
3番 鞘野 希昭君	4番 田原 宗憲君
5番 工藤 久司君	6番 田村 紘貴君
7番 宗 裕君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 池永 巖君
11番 武道 修司君	12番 塩田 文男君
13番 吉元 健人君	14番 池亀 豊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 桑野 智君	係長 濑戸 美里君
書記 小野 聖佳君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼 会計課長	石井 紫君
総務課長	鍛治 孝広君	企画財政課長	椎野 満博君
まちづくり振興課長	首藤 裕幸君	人権課長	横内 秀樹君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	山田 里美君
保険福祉課長	吉川 千保君	産業課長	北代 幸介君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	尾座本三雄君
上下水道課長補佐	大下 征克君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	則松 裕司君	生涯学習課長	種子 祐彦君
教育施設整備室長	樽本 知也君	農業委員会事務局長	山本健太郎君
監査委員事務局長	古市 諭恵君	代表監査委員	小出 正貴君

午前10時00分開会

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和7年第3回築上町議会定例会を開催いたします。

新川町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。本日、招集したところ、全議員の御出席を賜り、大変ありがとうございます。

本当に今年は暑い夏が続いて、まだ今、残暑という形でございますけど、残暑どころか本当に毎日毎日が暑い日が続いて、いつ涼しくなるんだろうかという、もうやきもきしているところでございます。

盆前のこれが8月9日から11日の大雨でございましたけれども、役場は万全の体制で警戒態勢をしましたけれども、大きい災害は起こらなくて安堵しているところでございます。小さな畦畔の崩れ、流出とか、そういう小さな畦畔の今報告が6件ほど来ておりますけれども、これも国庫の災害補助にのるような規模ではございませんし、町単でやっていこうという形で考えておるところでございます。

それからあと、本当に心配いたしておりますが、小中一貫校の入札が2回流れまして、3回目募集をいたしましたところ、公募したところ応募がありました。その中で今日午後から開札をする予定でございますんで、この開札の結果で、多分最終議会になろうと思いますけれど追加提案を、この関係の議案を提案させていただこうと、このように考えておるところでございます。

それから、今6月議会で地方自治法第100条の百条委員会の設置が議会の決議によってなさ

れましたが、その問題について現在、調査委員会が調査中ではございますけれども、私ども執行部においても、住民等々の理解の誤解がないような規則、要綱づくりを見直す必要があるんではなかろうかということで、すぐに委員会を、本町でも第三者委員会を立ち上げて、その中で事務の在り方等の見直しを図る予定をしておるところでございます。

それからあと、私ごとではございますが、先日の8月27日にちょうど定例記者会見がございましたんで、次の町長選については出馬をしない旨の表明をいたしたところでございます。そういう形の中で長い間、皆さん、いろんな町政に御協力いただきありがとうございます。あと半年、一生懸命頑張ってまいりますので、よろしくお願ひします。

それから、今議会に提案は、報告を5件いたしております。それから、議案としては、補正予算が6件提出をしております。それから、あと条例ということで、主にこれは使用料の改定等々で23件を提案させていただいております。

それから、決算の認定ということで、一般会計ほか9件を提案をしておるところでございます。

その他、道路の関係で、その他1件ということで計38議案を提案しております。よろしく審議をしていただき、御採択をお願い申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（塩田 文男君） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

ここで、閉会中の各常任委員会並びに委員長、副委員長の互選が行われ、その結果、手元に届いておりますので御報告させていただきます。

各常任委員会並びに議会運営委員会について、変更はございませんので報告いたします。

また、会議規則第4条3項の規定に基づき、お手元に配付しております議席表のとおり、5日から変更しますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（塩田 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、田原宗憲議員、5番、工藤久司議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（塩田 文男君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。武道議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） 議会運営委員会の報告をいたします。

8月27日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定をいたしました。

9月2日火曜日、本日は、本会議で議案の上程です。

9月3日水曜日と9月4日木曜日は、考案日といたします。

9月5日金曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。

9月6日土曜日、7日日曜日は、休会といたします。

9月8日月曜日は、考案日といたします。

9月9日火曜日、10日水曜日、11日木曜日は、本会議で一般質問といたします。一般質問につきましては、10名の通告があり、9日に4人、10日に4人、11日に2人とします。

9月12日金曜日は、考案日といたします。

9月13日、14日、15日の祭日は、休会といたします。

9月16日火曜日は、厚生文教常任委員会といたします。

9月17日水曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。

9月18日木曜日は、委員会予備日といたします。

9月19日金曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

所管外の議案質疑の要望の締切りにつきましては、9月5日金曜日正午までといたします。

以上、会期は、本日から9月19日までの18日間とすることが適當だと決定いたしましたので、御報告をいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9月2日から9月19日までの18日間と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月19日までの18日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（塩田 文男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第86号から外41件です。

ほかに、例月出納検査報告がお手元に配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

日程第4. 調査特別委員会報告

○議長（塩田 文男君）　日程第4、調査特別委員会の報告です。

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の中間報告を、武道委員長から報告します。

○特定業者との随意契約に関する調査特別委員長（武道 修司君）　皆さん、おはようございます。

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の委員長の武道です。特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

まず最初に、当委員会に対しまして、証人の皆様をはじめ説明員で出席をしていただきました職員の皆様、また、多くの資料の提出に御協力をいただきました職員の皆様に心よりお礼を申し上げます。

当委員会の設立の趣旨といたしましては、特定業者との随意契約が非常に多く確認されており、競争性、公平性、透明性を確保する観点から、地方自治法第100条に基づき、関係職員及び関係者に対して証言や資料の提出を求めることができる調査特別委員会を設置し、事実関係の解明を図るとともに、再発防止策を講ずることが必要であると判断し、当委員会は、令和7年6月18日、令和7年第2回築上町議会定例会最終日において、全会一致で可決し、設置をされました。

委員は6名で構成されています。委員長は私、武道です。副委員長に宗裕議員、委員に、工藤久司議員、田原宗憲議員、池亀豊議員、吉元健人議員の6名です。

委員会は、委員会設置の6月18日から8月28日までに計14回の開催をいたしました。延べ人数で18名の説明員と11名の証人に出席をしていただき、調査をしてきました。

証人喚問で証言を求めた事項については、中間報告書に記載をしています。資料の提出を求める記録や提出状況についても、中間報告書に記載をしています。ただし、資料につきましては、非常に枚数が多く、執行部からは、今回提出する資料については、特別委員会限りの資料としてお取扱いいただきますようお願いいたしますという申出がありましたので、中間報告書には添付しておりません。

次に、調査内容及び委員会としての判断報告をさせていただきますが、内容がかなり多くありますので、時間がかかるかと思いますが、御理解のほどよろしくお願ひをいたします。

まず最初に、随意契約の集計です。

令和4年度、5年度、6年度の施設修繕費、上下水道課を除く資料においては、株式会社エス・ティ・産業が件数、金額とも非常に多く、多くの課が随意契約をしており、施設管理委託料の金額においても飛び抜けて多いことが一覧表の作成により判明いたしました。

また、下水道事業の修繕費3年間の件数、金額においても、株式会社エス・ティ・産業が最多

でありました。資料につきましては、中間報告書に集計表の一部を添付しております。

次に、上下水道課です。

分割発注と思われる随意契約が多く見られました。緊急を理由として、1者随意契約が多いと思われます。

椎田北部浄化センターでは、令和4年7月に緊急を理由として1者随意契約で流入ポンプ3台のうち1台を交換しています。その後、緊急を理由に1者随意契約で、令和4年9月に購入した流入ポンプは、現在も在庫として保管をしています。一般質問で、ポンプを取り扱える業者は1者だけだと発言を課長はしていましたが、取扱いのできる業者は、ほかに数者あることが判明をしています。

椎田北部浄化センターの流入ポンプの交換、商品の納入と交換修理は株式会社エス・ティ・産業が行っていますが、西高塚下水処理場の放流ポンプの商品の納入は株式会社エス・ティ・産業が行い、交換の修理に関しては有限会社H社が行っています。椎田北部浄化センターと西高塚下水処理場の対応の違いに疑問が残ります。

築城浄化センターでは、自家発電機のオイル、オイルエレメント、燃料エレメント、凍結材を毎年交換しています。他の施設、例えばこの本町にも自家発電機がありますが、他の施設においてはオイル交換等は毎年行っていません。というか、ほとんど行っていません。毎年の九州電気管理技術者協会の検査では、オイルの状態は「良」というふうになっています。

しかし、椎田北部浄化センターの流入ポンプ、非常用エンジンポンプは放置の状態で、流入ポンプ、非常用エンジンポンプを整備していれば緊急対応もでき、3年も使用していない流入ポンプを購入する必要はなかったというふうに思われます。築城浄化センターと椎田北部浄化センターでの対応に差があり、対応に疑義が残っています。

次に、都市政策課です。

分割発注と思われる随意契約が多く見られます。当時の担当者も課長も、「今言われてみるとそのように思われる」や「支出科目が違ったり場所が違えばいいと思っていた」との発言もありました。

一例では、同じ部屋でフローリングの工事をし、畳の撤去と床の工事を分け10万円未満にし、同一の特定業者で随意契約をしていました。

また、契約金額の妥当性の判断にも不明瞭な点がありました。

次に、産業課です。

緊急として1者随意契約が多く見られます。液肥製造施設長寿命化計画により修理をしているが、緊急として修理をしていると思われます。あくまでも計画に基づいて修理をするんであれば、緊急とは言えないのではないかというのが我々委員会の思いです。

令和4年度、5年度の担当者であったT氏は、ほとんどの起案書を作成していないし、印鑑も押していないと証言し、下田課長補佐との証言が食い違っています。見積りの開封立会人になった記憶もあまりなく、印鑑を押した覚えがあまりないと証言をし、この点も食い違っています。

令和4年10月のコマツのクローラ車、液肥散布車の修理は、書類の日付がおかしく、修理をしたのは散布業者をしていた人たちとの証言もありました。

証言や業務日誌では、令和4年10月11日に圧力ポンプが故障し、修理をしています。しかし、書類は11月16日から修理をし、12月2日が完成日となっています。担当者や株式会社エス・ティ・産業繁永氏は、書類に間違いないと証言をしています。当時の古市産業課長は、起案書に決裁をしており、履行確認調書に検査員として記名、捺印をしています。

業務日誌では、10月12日から12月上旬までコマツのクローラ車、液肥散布車は稼働しており、書類上の修理期間とは差異があります。当時は麦まき前で、液肥散布が非常に多く忙しい時期で、1か月以上動かないことはありません。産業課長であれば分からぬわけがなく、書類だけを見て印鑑を押したや、この修理のことはよく覚えていないというような証言もされ、疑義が残っています。

施設修繕費においては、株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社は協力会社で、その2者での見積りが多く、事務処理には疑問が残っています。有機液肥製造施設運転委託業務の契約においても、株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の2者での見積りで決定をしています。

また、令和4年から有機液肥製造施設運転委託業務を民間でするようにしたのは、八野副町長の指示との証言も古市証人から証言をいただいている。

次に、住民生活課です。

緊急を理由に1者随意契約が多く見られます。RDF施設とリサイクルセンターは、施設管理業務と施設修繕費の支払いが同じ特定業者、株式会社エス・ティ・産業で、同じ従業員で行っているため、人件費分が重複して支払っているのではないかの質問に、時間外や休日出勤で時間外の調整をしているので重複していないとのことであったが、時間外や休日出勤の管理はしていないとのことでもありました。

しかし後日、証人喚問で内山課長補佐より、時間外や休日出勤の書類があると証言がありましたので、現在、資料請求を行っています。

また、当初の契約書においては、時間外のことが記載されており、時間外は別途支払うようになっているため、その説明には少し疑問が残ります。

また、作業日報においては、時間外や休日出勤の記録はありますが、修理時間との整合性は疑義が残ります。緊急の修理をした日付が起案日よりも前に修理が終わっているにもかかわらず、2者の見積りをしています。1者見積りでは指摘される可能性があり、体裁を整えるよう偽装し

た疑いがあります。株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社は協力会社で、その2者での見積りが多く、事務処理に疑問が残ります。

また、内山課長補佐は、1つの業者が2者分の見積りを持ってきたことがあったということを証言もされていますし、飲食は特定業者と数回行ったことがあるということも証言をされています。

次に、学校教育課です。

分割発注と思われる随意契約があり、同じ業者で日付が近いものがありました。

次に、生涯学習課です。

株式会社エス・ティ・産業との随意契約は少ないですが、水道工事や電気工事を依頼していました。電気屋さんや水道屋さんの専門業者ではなく、なぜ依頼をしたのかお聞きしましたが、不明瞭な答えがありました。

次に、企画財政課、会計課です。

前企画財政課長と会計管理者兼会計課長に事務の流れと問題点についてを質問しましたが、2人とも書類の数が多く、特定の業者が多いことには気づかなかったと説明がありました。一覧表になって初めて気づいたとのことも言われていました。

次に、株式会社エス・ティ・産業です。

実質的なオーナーである繁永氏は——これは証人喚問で代表取締役の繁永氏の奥様と本人、繁永さんに確認をしています。実質的なオーナーである繁永氏は、平成27年、築上町再任用職員のときに妻名義で会社を設立をしています。退職後に自分の技術を生かした仕事をする目的とのことでもありました。

有限会社F社は、清掃センター設備点検業務契約期間が平成29年3月末までであったが、平成28年3月末までの辞退届が出されました。平成28年3月2日には有限会社F企画から株式会社エス・ティ・産業を推薦する書類が出されています。平成28年度の清掃センター設備点検業務委託の起案は、平成28年3月22日に起案をし、同日で決裁が全て完了しています。

1者随意契約で決められています。

また、株式会社エス・ティ・産業からは、その翌日の平成28年3月23日の日付で見積書が提出されています。決裁の翌日が見積書の提出日となっています。

繁永氏は、平成28年3月31日付で退職をしています。契約は平成28年4月1日付となっていますが、現職時代に会社を設立し、前の会社から推薦をもらい見積書の提出などの行為は地方公務員法に違反していると思われます。新川町長、八野副町長や当時の担当職員は、この事実を知って契約しているというのは重大な責任があると思われます。

次に、公益通報です。

令和4年に築上町職員K氏より、内部通報として職員と業者の癒着を前産業課長古市氏に相談をしたが、事実確認もせず、K氏にも非があると対応しなかったようです。前産業課長古市氏からは、K氏が上司とコミュニケーションを取るようにと対応したというような証言もありました。その結果、K氏は病院に受診し、適応障害と診断され、令和5年4月より休職をしています。現在も休職をしているようです。

令和6年1月25日にK氏は、前産業課長古市氏からの対応をしてもらえないと判断し、直接八野副町長に内部通報として癒着の話をしましたが相手にされず、K氏の業務態度を指摘し、内部通報については対応されなかったようです。八野副町長からは、今までの上司はいいふうに言っていない。今までのことを、今までの上司全員に書かせるというような発言もされたというふうに証言をされています。

今までのことを踏まえて、中間報告の総括を報告いたします。全体的に分割発注と思われる契約があり、職員は今言われてみればということで工事や物品購入、修理等を10万円未満にする処理をしたように疑われます。

また、随意契約の金額の妥当性、業者選定の不公平、事務処理の不透明などが見受けられ、事務改善や研修等は必要と考えられます。2者以上の見積書が必要な場合において、緊急を理由として1者の見積書の随意契約が多く見られました。緊急を理由についても疑義があるものが多いと思われます。

住民生活課と産業課においては、協力関係にある業者2者で見積りの入札を行っていました。

また、どちらかの1者が2者分の見積書を持参したという証言もありました。

RDF施設では、緊急の修理を実施した日付が、先ほども言ったように起案日より前に修理が終わっているにもかかわらず、2者の見積書を取得し、修理をしたのが株式会社エス・ティ・産業で、既に修理がエス・ティ・産業で終わっているにもかかわらず、T工業株式会社が受注をしている案件も確認をされました。内容については細かくはまだ精査中ではあります。1者見積りでは指摘される可能性があり、体裁を整えようと偽装した疑いがあります。

RDF施設、リサイクルセンター、液肥センターは、管理業務委託を株式会社エス・ティ・産業と契約していますが、そこで働いている株式会社エス・ティ・産業の職員が、施設修理をした場合も修繕費の請求をしており、人件費分を重複して支払っている可能性があると思われます。時間外や休日出勤で時間の調整をしているので重複をしていないとの証言はありますが、その証明については現時点ではできていません。

令和4年10月の液肥センターのクローラ車、液肥散布車の修理について、書類上の判断は、証言、業務日誌と起案書等の書類の整合性がなく、関係者はその事実を知りながら架空の事務処理を行った可能性があると思われます。

また、職員と業者との癒着や不正の可能性を内部通報、公益通報を対応しなかった前産業課長古市氏や八野副町長は、非常に大きな責任があると考えます。

このような問題を解決するため、執行部は内部調査、第三者機関や監査——今日町長は冒頭で、そのような形を取りたいということを言われていましたが、しっかりととするべきであると考えます。

また、刑事告発や損害賠償請求も同時に検討すべきと考えます。もしこのような対応をしない場合は、組織ぐるみの犯罪として疑われる可能性があることを指摘をしておきます。

当委員会は、今後も証人喚問等を行い、現状の課題や問題点を明確にし、町民の皆様から信頼される町にするため調査を継続していきます。

その他として3件の報告があります。

証人喚問の議会側の極秘情報を役場内で共有していた可能性があり、職員の守秘義務違反の疑いがあります。情報の流出の経緯は郵便の情報であったということで、総務課長より説明がありました。前産業課長古市氏と株式会社エス・ティ・産業社員繁永証人が、証人喚問の前日に町長室において百条委員会の秘密会について協議をしていた可能性があります。2人が町長室を訪れたことは、町長、総務課長に確認済みです。

次に、新川町長、前産業課長古市証人、株式会社エス・ティ・産業から申入れ、申立て、意見表明が令和7年8月7日、先ほど説明した前日に提出をされています。

また、株式会社エス・ティ・産業から8月8日の証人喚問の当日に質問状も提出をされています。当委員会としては、回答を既にしているところであります。

以上で、中間報告書の内容は報告を終わりますが、職員の証人喚問についてお話をしたいと思います。

証人喚問において、当委員会で承認の負担や個人情報のプライバシーの関係から傍聴者を入れない証人喚問を行う秘密会とし、内容については後日公開をしていくという方向でやっていましたが、町長の申入れ後に町長と協議をし、職員の証人喚問は公開でというふうになりました。私は職員の負担を考えれば、傍聴者のいない秘密会でするほうが職員のプレッシャーが少ないと今でも思っています。しかし、そのような公開でということで決定しましたので、今後は公開で証人喚問を行っていく予定となっております。

議事録の公開については、準備ができ次第ホームページに掲載したいと考えています。公開での申出のない証人や係長以下の職員はイニシャルで掲載をする予定です。法人についても公開での申出がない場合はイニシャルで掲載をする予定です。

ユーチューブの配信については、音声データがあまりよくないため、現在調整中です。できる限り配信をしたいと考えていますが、少し時間がかかると思いますので御了承ください。

最後になりますが、本日まで当委員会の調査ができ、中間報告書を作成し、本日中間報告ができたのも、議会事務局の皆様の運営や調査方法などをしっかりと勉強して、資料づくりなど日夜残業していただいたおかげだと思っています。本当にありがとうございます。まだまだ調査は続きますので、事務局の皆様もこれからもどうぞよろしくお願ひをいたします。

以上で、特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の中間報告を終わります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） どうもお疲れさまでした。

日程第5. 町長の報告

○議長（塩田 文男君） それでは、次に行きます。日程第5、町長の報告です。

報告第3号令和6年度健全化判断比率の報告についてから、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についてまでを一括して報告していただきます。

職員の朗読に統いて、報告内容の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 報告第3号令和6年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第4号令和6年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第5号いだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年9月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第3号は、令和6年度健全化判断比率の報告でございますが、本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度の決算数値を基に算定された健全化判断比率の4指標を報告するものでございます。健全化判断比率の4指標とは、1つ、実質赤字比率、2番目が連結実質赤字比率、3番目が実質公債費比率、4番目、将来負担比率であり、令和6年度の決算においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は比率なし、実

質公債費比率は10.5%、将来負担比率は19.9となっておるところでございます。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会に報告をするものでございます。

次に、報告第4号でございます。令和6年度資金不足比率の報告についてでございます。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算数値を基に算定された公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございますが、令和6年度決算においては、水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率は比率なしとなっておるところでございます。

次に、報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告についてでございます。本報告は、令和6年度のしいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございますが、当期の経営状況は、純売上高4,382万5,207円で、対前年度198万369円の減収となっております。これに対し、営業費用、販売費及び一般管理費は4,266万4,320円で、対前年比346万6,170円で、7.51%の減額となっておるところでございます。

また、経常利益は122万9,553円、税引き後の当期純利益は96万6,191円となっておるところでございます。

次に、報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございます。本報告は、令和6年度の東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況報告であります。当期の経営状況は、売上げ利益1,906万1,852円で、対前年に對し27万1,145円、率にすると1.4%の増収でございました。

これに対し、営業費用の販売費及び一般管理費は2,153万1,721円で、対前年に對し452万9,992円で、21.1%の増加となっておるところでございます。

また、経常損失金額は197万9,753円、当期純利益金額は230万3,493円となっており赤字となっておりますが、赤字の大きな要因は、会社精算に伴う退職金の支払い342万8,000円の支払いによるものでございます。

報告第7号株式会社ついきプロヴァンスの経営状況の報告について、本報告は、令和6年度株式会社ついきプロヴァンスの経営状況の報告であります。当期の経営状況は、売上げ総利益7,578万9,269円で、対前年度135万3,846円の減額で、1.75%の減収となったところでございます。

また、営業費用の販売費及び一般管理費は8,448万9,950円で、対前年度92万4,026円、1.11%の増額となっております。

その結果、経常損失は623万3円、当期純利益は641万2,503円の赤字となっておるところでございます。この経営状況の報告については、地方自治法第243条の3、2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 報告が終わりました。

日程第6. 議案第86号

日程第7. 議案第87号

日程第8. 議案第88号

日程第9. 議案第89号

日程第10. 議案第90号

日程第11. 議案第91号

○議長（塩田 文男君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第6、議案第86号令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第11、議案第91号令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第91号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） **議案第86号**令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第87号令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第88号令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第89号令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第90号令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第91号令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月2日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第86号は、令和7年度の築上町一般会計補正予算（第2号）でございます。本予算案は、規定の歳入歳出予算の総額161億2,791万円に8,606万円を追加し、歳入歳出予算の総額を162億1,397万円と定めるものでございます。

予算の主なものにつきましては、第3次築上町総合計画を策定するため、総合計画地方創生関連計画策定事業費600万円をはじめ、物価高対策として、省エネ家電買換え促進事業外4事業で1,264万円を補正、それから歳入につきましては、国からの物価高対応重点支援地方創生臨時交付金1,008万6,000円を充てるところでございます。また、補助金の充当等の財源振替も行っているところでございます。

その他として、繰越明許費を1件、これは4款2項の資源リサイクル施設費1,650万円、それから債務負担行為の追加を1件、これは債務負担行為として、総合計画地方創生関連計画事業費策定を、これを債務負担行為として計上させていただいて、それから、地方債の補正をさせていただいているということでございます。

次に、議案第87号令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。本予算案は、規定の歳入歳出予算の総額19億3,338万6,000円に119万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億3,458万1,000円と定めるものでございます。

補正予算の主なものは、過年度の補助金及び交付金の返還に伴うものでございます。歳入については、繰越金119万5,000円の増額をしております。諸支出金についても119万5,000円の増額という形にございます。よろしく御審議を頂いて御採択をお願いします。

次に、議案第88号は、令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。本予算案は、規定の歳入歳出予算の総額160万6,000円に215万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を376万2,000円とするものでございます。この予算案は、前年度決算に伴う繰越金を西角田財産区基金へ積み立てるものでございます。

次に、議案第89号令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）でございますが、本予算案は、規定の歳入歳出予算の総額188万5,000円に183万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を371万9,000円とするものでございますが、この会計も前年度の決算に伴う繰越金を基金へ積み立てる予算でございます。

次に、議案第90号令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。本予算案は、規定の歳入歳出予算の総額224万2,000円に114万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を338万8,000円とするものでございます。この予算についても、前年度の決算による繰越金を上城井財産区の基金へ積み立てるものでございます。

次に、議案第91号令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、本予算は、規定の収益的収支予算の支出705万4,000円を増額し、総額を6億5,613万4,000円に改めるものでございます。内容としては、道路舗装面沈下に伴う路面補修費用を補正するものでございます。

以上、予算関係、よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第12. 認定第1号

日程第13. 認定第2号

日程第14. 認定第3号

日程第15. 認定第4号

日程第16. 認定第5号

日程第17. 認定第6号

日程第18. 認定第7号

日程第19. 認定第8号

日程第20. 認定第9号

日程第21. 認定第10号

日程第22. 認定第11号

日程第23. 認定第12号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第12、認定第1号令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定第12号令和6年度築上町下水道会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までを一括議題とします。

職員の朗読に統いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 認定第1号令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上

町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第2号令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第3号令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

認定第10号令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第11号令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第12号令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 認定第1号は、令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。本認定は、令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算、歳入総額が133億6,757万5,377円で、歳出総額が123億6,634万6,775円となっております。差引きは10億122万8,602円でございます。翌年度へ繰り越した財源がこの中で3,417万3,000円ございます。実質収支額は9億6,705万5,602円で、単年度収支は1億6,379万5,875円となっております。実質単年度収支については2億2,370万9,572円となっております。なお、計上収支比率とも若干改善されて、たしか99.3という形で、去年より0.5%向上しておると、こういう状況でございます。

次に、認定第2号令和6年度築上町住宅資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本認定は、歳入総額が1,443万5,337円、歳出総額が1億233万708円ということで、歳入差引きは8,789万5,371円の赤字となっております。この不足額は、令和7年度の歳入を繰上充用いたしまして、補填をしておるところでございます。なお、この赤字額は年々減少しておるということを申し添えておきます。

次に、認定第3号令和6年度築上町奨学金貸出事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本認定は、歳入総額が300万4,672円、歳出総額が156万6,795円、歳入歳出差引額は143万7,877円でございます。

次に、認定第4号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本認定は、歳入総額が109万728円、歳出総額が101万5,008円でございます。歳入歳出差引額は7万5,720円でございます。

次に、認定第5号令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本認定は、歳入総額が233万7,043円、歳出総額が213万7,043円で、歳入歳出差引金額が20万円となっております。なお、販売実績という形になれば、令和6年度が中が1基、小が1基ということで2基販売をしておるところでございます。

次に、認定第6号令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本認定は、歳入総額が20億4,150万3,753円、歳出総額19億7,607万1,847円、差引きは6,543万1,906円となっておるところでございます。

次に、認定第7号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでご

ざいます。本認定は、歳入総額が4億618万8,218円、歳出総額が3億9,252万7,677円、歳出の差引き額は1,366万541円でございます。

認定第8号令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本認定は、歳入総額が647万5,788円、歳出総額が431万7,896円ということで、歳入歳出の差引き額は215万7,892円となっております。

次に、認定第9号令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本認定は、歳入総額は434万2,303円、歳出総額は250万6,552円、歳入歳出差引き額は183万5,751円となっておるところでございます。

次に、認定第10号令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本認定は、歳入総額913万9,002円、歳出総額799万2,002円、歳入歳出差引き額は114万7,000円となっております。

認定第11号令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。本決算は、収益的収支の総収益が4億926万5,868円、総費用3億7,243万640円で、当年度純利益は3,683万5,228円となっております。資本的収支については、消費税込みで総収入7,203万4,000円、総支出は1億2,758万6,684円となっており、不足額5,555万2,684円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填をしておるところでございます。

認定第12号令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてです。本認定は、収益的収支の総収益6億4,239万8,925円、総費用5億7,073万669円で、当該年度純利益7,166万8,256円となっております。資本的収支については、消費税込み総収入が1億8,568万円、総支出額が3億6,328万6,459円となっており、不足額1億7,760万6,459円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額で補填をしておるところでございます。

いずれも認定第12号とも、主な主要施策に含めて決算附属資料を添付しているので、よろしく参考しながら審議を頂き、御認定をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。

一旦ここで暫時休憩を挟みたいと思います。開会は11時20分からといたします。

午前11時09分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（塩田 文男君） それでは会議を再開いたします。

ここで、代表監査委員に決算監査の報告を求めます。小出正貴代表監査委員、前で報告をお願

いいいたします。

○代表監査委員（小出 正貴君） 御紹介いただきました代表監査委員の小出です。

令和6年度決算審査結果の報告をする前に、令和7年第2回築上町議会定例会で、町が発注する随意契約について的一般質問がありました。その件について触れさせていただきます。

質問事項・要旨については、議会及び委員会にて十分議論されており、皆さん既に御存じのことと思います。そしてまた、先ほど特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の委員長より、調査に関する中間報告が出されたところであります。工事など入札を行う場合は、企画財政課で指名委員会に諮問し、業者選定が行われ、入札発注となります。

各課で行う随意契約は、地方自治法施行例第167条の2及び築上町財務規則に準拠し、発注していると認識をしています。随意契約の内容は、様々な案件が想定されますが、業者選定において公平性を鑑み、十分検討・協議の上、適正な発注に努めていただきたいと考えます。

それでは、決算審査の結果を報告させていただきます。

築上町の令和6年度決算について、5月30日から8月15日にかけて、高野監査委員と実施をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

今回の決算審査は、庁内の19の課・局・室の担当の長、参事、課長補佐、係長から決算資料により説明を受け、聞き取りを行いました。

初めに、築上町の令和6年度決算についてでございます。

一般会計・特別会計の総決算額は、歳入が158億5,609万2,221円、歳出は148億5,681万2,303円となっており、実質収支は9億6,510万6,918円の黒字でした。また、単年度収支及び実質単年度収支につきましても、共に黒字となっております。

町長のほうからも説明がありました、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標である財政健全化判断化比率4指標については、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに基準値を下回っております。実質公債費率は10.5%、将来負担比率は19.9%となっており、令和6年度は、それぞれの指標は基準内であります。

次に、水道事業についてでございます。

水道事業会計決算額は、総収益4億926万5,868円、総費用3億7,243万640円であり、令和6年度純利益は3,683万5,228円です。水道事業において収益の基盤となる有収率は80.59%で、前年度より0.46%減少していますので、有収率向上に努めていただきたいと思います。水道事業の今後の経営においては、的確な経営分析による経費削減、長期的な視点に立った施設の維持管理や更新等に総合的に取組、持続的な水道事業の経営に努めていただくようお願いします。

次に、下水道事業についてでございます。下水道事業会計決算額は総収益6億4,239万

8,925円、総費用5億7,073万669円であり、令和6年度純利益は7,166万8,256円です。令和7年3月末において、行政区域内人口1万6,219人に対し、下水道の処理区域内人口1万1,224人、うち接続人数8,875人で、水洗化率が79.1%となっています。また、令和6年3月末の水洗化率は76.7%であり、水洗化率については2.4%向上をしています。引き続き水洗化に努めていただきたいと思います。

今後、上下水道事業が抱える課題として、水道事業については、水道管の老朽化は全国的に深刻化する社会問題であり、原因としては、高度経済成長期に敷設された水道管が一斉に耐用年数を迎えていることが挙げられます。下水道事業についても同様に、設備の老朽化への対応など、維持管理に莫大な費用がかかり、施設更新のタイミングで財政面に打撃を与えるため、料金の適正化、事業縮小、事業方式の見直しが急務だと思われます。

築上町においては、早い時期に公共下水道区域の見直しを行い、縮小区域については、合併処理浄化槽に事業方式を切替えたことは大変すばらしい選択肢だったと考えます。

国においても、上下水道インフラの持続可能性の確保に危機感を募らせており、令和6年4月から水道業務の整備・設備・管理などが厚生労働省から国土交通省へ移管されたことにより、道路や下水道など他の社会インフラとの一体的な管理・整備が可能となりました。特に、下水道事業は維持管理・更新が常に続く竣工式のない事業とも言われており、今後も計画的な事業運営が必要と考えます。

最後になりますが、令和7年度当初予算での一般会計予算の総額は157億5,120万円で、過去最大の予算規模となっています。主な要因は、図書館や小中一体型校の整備等により、普通建設事業が大幅に増額となったためです。

行財政改革大綱が令和6年4月に策定されており、事業評価を毎年度実施し、築上町の事業の抜本的な見直しや事業の進め方の適正化、町債の発行の制限など、今後は多くの課題を一つずつ解消し、安定した行政運営が行われるよう、執行部、議会一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

以上をもって、令和6年度決算審査報告といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（塩田 文男君） 小出代表監査委員、お疲れで御苦勞さまでした。

日程第24. 議案第92号

日程第25. 議案第93号

日程第26. 議案第94号

日程第27. 議案第95号

日程第28. 議案第96号

日程第29. 議案第97号

日程第30. 議案第98号

日程第31. 議案第99号

日程第32. 議案第100号

日程第33. 議案第101号

日程第34. 議案第102号

日程第35. 議案第103号

日程第36. 議案第104号

日程第37. 議案第105号

日程第38. 議案第106号

日程第39. 議案第107号

日程第40. 議案第108号

日程第41. 議案第109号

日程第42. 議案第110号

日程第43. 議案第111号

日程第44. 議案第112号

日程第45. 議案第113号

日程第46. 議案第114号

日程第47. 議案第115号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第24、議案第92号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第47、議案第115号町道路線の廃止についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第115号までを一括議題とします。

職員の朗読に統いて、提案理由の説明を求めます。鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 議案第92号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第93号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第94号築上町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第95号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第96号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第97号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第98号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第99号築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第100号築上町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第101号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第102号築上町ごみ処理条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第103号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第104号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第105号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第106号築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第107号築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第108号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第109号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案

を別紙のとおり提出する。

議案第110号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第111号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第112号船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第113号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第114号築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第115号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。

令和7年9月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第92号は、築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い一部を改正をするものでございます。中身については、選挙運動用ビラの作成の公営ということで、現行7円73銭を改正単価8円38銭にするものでございます。それから2番目は、選挙運動用ポスターの作成の公営ということで、現行単価541円31銭を改正単価586円88銭に定めるものでございます。

次に、議案第93号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、非常に表題が長うございますが、一元的に住民登録外のものを登録管理を行うということで、共通機能として設けられる形で、マイナンバーカードの独自利用を行う事務として条例が定める必要がございます。そのために条例改正をするものでございます。

次に、議案第94号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、本条例案は、地方公務員法の育児休業等に関する法律が改正され、仕事と生活の両立支援及び部分休業制度が拡充されたことから、勤務環境を整備するため、築上町職員の育児休業等に関する条例等に関する条例を改正するものでございます。主な改正内容は、育児時間の取得パターンの多様化、仕事と育児の両立支援制度に関する勤務環境を整備するものでございます。

議案第95号は、築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、行財政改革の一環として、行政財産の使用または公の施設の利用につき徴収する使用料を見直す

ため条例を改正するものでございます。

次に、議案第96号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例案も、行財政改革の一環として、特定のものにする事務について徴収する手数料を見直すための条例の一部を改正するものでございます。

議案第97号築上町税条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案も、行財政改革の一環として、特定のものにする事務について徴収する手数料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。また、併せて字句の整理を行うものでございます。

議案第98号築上町社会福祉センターの条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、やはり行財政改革の一環として、社会福祉センターの利用につき、徴収する使用料を見直すための改正でございます。

議案第100号築上町保健センター条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案も、行財政改革の一環として、保健センターの利用につき徴収する使用料を見直すための条例改正でございます。（発言する者あり）

失礼しました。2枚めくっておりました。

議案第99号築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例案も、人権センターの利用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正するもの、併せて字句の整理を行うものでございます。

100号は、先ほど提案しましたとおりでございます。

議案第101号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案も、町の指定ごみ袋、素材ごみシール等の手数料を見直すため、条例の一部を改正するもので、併せて字句の整理も行うものでございます。また、リサイクル推進を図る目的として、ペットボトルを分別収集するために文言を追加するものでございます。

議案第102号築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、ごみの減量化及びリサイクルの推進を図ることを目的とし、近隣市町におけるごみ処理場に持込み搬入する際の廃棄物処理手数料を調査した結果を踏まえ、持込み搬入の手数料の見直しを行うため、条例の改正を行うものでございます。

議案第103号は、築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例案も、行財政改革の一環として、牧の原キャンプ場の利用につき徴収する使用料を見直す条例の改正でございます。

議案第104号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、行財政改革の一環として、農業公園の利用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第105号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案も、行財政改革の一環として、公民館の利用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。併せて字句の整理も運用と見直しを行うものでございます。

議案第106号築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。本条例案は、行財政改革の一環として、椎田学習等供用施設の利用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。併せて字句の整理と運用の見直しも行っておるところでございます。

議案第107号築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、行財政改革の一環として、コミュニティセンターの利用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。併せて字句の整理と運用の見直しを行うものでございます。

次に、議案第108号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、行財政改革の一環として、築上町体育施設の利用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正し、併せて字句の整理と運用を見直すものでございます。

議案第109号は、築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の一部でございます。本条例案は、行財政改革の一環として、築上町の海洋センターの利用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第110号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例も同じく、行財政改革の一環として、築上町パークゴルフ場の利用につき徴収する使用料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第111号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も、行財政改革の一環として、築上町旧蔵内邸の入場につき徴収する入場料を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。併せて字句の整理、運用を見直すものでございます。

議案第112号船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案は、行財政改革の一環として、船迫窓跡公園の使用につき徴収する使用料を見直すための条例の改正を行うものでございます。

議案第113号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについてということで、令和5年1月27日に国土利用の形で通知が来ておりますが、この占用の運用を踏まえて、町が管理する道路占用の減額及び減免措置の基準を整理するための条例の改正でございます。

議案第114号築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本

条例案は、第17条に定める占用料の減免について、築上町道路占用料徴収条例の減免基準に合わせることにより、公平かつ効率的に運用できるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第115号町道路線の廃止について、県営安武第4地区土地改良事業の施工に当たり、当該事業の換地計画に属する町道路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものでございます。

以上、議案多々ございますが、よろしく御審議を頂き、御採択のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） 御苦労さまでした。

それでは、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、9月5日正午までに所定の様式で事務局まで提出をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。

午前11時48分散会
